

都市計画高度利用地区を次のように変更する。

都市計画高度利用地区を次のように変更する。

種 類 (地区名・区分)		面 積	建築物の容積率の 最高限度（注 1）	建築物の容積率の 最低限度	建築物の建蔽率の 最高限度（注 2）	建築物の建築 面積の最低限	壁面の位置の 制限（注 3）	備考
高度利用地区 (中目黒駅前 北地区)	A ゾーン	約 0.3 ha	70 / 10	20 / 10	6 / 10	200 m ²	4.0 m	中目黒駅前北地区 第一種市街地 再開発事業区域
	B ゾーン	約 0.3 ha	85 / 10	20 / 10	6 / 10	200 m ²	2.0 m 4.0 m	
	小計	約 0.6 ha	—	—	—	—	—	
	(注 1) 建築物の容積率の最高限度の特例 1 建築基準法第 52 条第 14 項第 1 号の許可を受けた建築物は、その許可の範囲内において、容積率の最高限度を超えることができる。 2 建築物の敷地面積の規模による限度 敷地面積が 2,000 m ² 未満の建築物にあつては、下記の数値を限度とする。 ア 500 m ² 未満 A ゾーン 10 分の 50 B ゾーン 10 分の 60 イ 500 m ² 以上 1,000 m ² 未満 A ゾーン 10 分の 55 B ゾーン 10 分の 65 ウ 1,000 m ² 以上 2,000 m ² 未満 B ゾーン 10 分の 80 3 建築物の用途による限度 育成用途（注 4）に供する部分の床面積の合計の敷地面積に対する割合が 30%未満である建築物にあつては、A ゾーンにおいては 10 分の 30、B ゾーンにおいては 10 分の 35 を減じる。 4 建築物の敷地内に設ける空地の規模による限度 道路境界線から壁面の位置の制限を越える位置に設ける広場等（地区計画に関する都市計画に定めるものに限る。）の空地面積及び道路境界線と壁面の位置の制限として定められた線との間の空地面積の合計が「道路境界線から 4m 以上の壁面の位置の制限を定め、かつ敷地面積の 10%以上の広場等を設置する場合」に確保される空地面積の合計未満の建築物にあつては、A ゾーンにおいては 10 分の 30、B ゾーンにおいては 10 分の 35 を減じる。 5 住宅等の確保による限度 (1) 住宅の用途に供する部分の床面積（容積対象面積に算入しない床面積及び（3）における質の高い住宅の用途に供する床面積を除く。）の合計の敷地面積に対する割合が 200%未満である建築物にあつては、下記の数値を減じる。 ア 100%未満の場合 A ゾーン 10 分の 5 B ゾーン 10 分の 10 イ 100%以上 200%未満の場合 B ゾーン 10 分の 5 (2) (1) の住宅の確保に対して緩和した容積率に相当する質の高い住宅の用途に供する床面積（容積対象面積に算入しない床面積及び（3）における質の高い住宅の用途に供する床面積を除く。）の合計の敷地面積に対する割合が 73%未満である建築物にあつては、下記の数値を減じる。 ア 50%未満の場合 A ゾーン 10 分の 5 B ゾーン 10 分の 10 イ 50%以上 73%未満の場合 B ゾーン 10 分の 5							

	(3) 下記のいずれかに該当する建築物にあっては、各ゾーンにおいて 10 分の 10 を減じる。 ア (1) 及び (2) における住宅の確保の規定により容積率を減じる建築物 イ 質の高い住宅の用途に供する部分の床面積（容積対象面積に算入しない床面積及び (2) における質の高い住宅の用途に供する床面積を除く。）の合計の敷地面積に対する割合が 100%未満である建築物 6 地上部及び建築物上の緑化率による限度 東京における自然の保護と回復に関する条例及び同施行規則に規定する緑化基準に基づき算出した緑化率が、35%未満である建築物にあっては、10 分の 0.6 を減じる。 7 2 から 6 の規定により減じる容積率の合計は、A ゾーンにおいては 10 分の 30、B ゾーンにおいては 10 分の 35 を限度とする。 (注 2) 建蔽率の最高限度の特例 建築基準法第 53 条第 6 項第 1 号に該当する場合は 10 分の 2 を加えた数値とする。 (注 3) 壁面の位置の制限 建築物の外壁若しくはこれに代わる柱の面又は当該建築物に付属する門若しくは塀の面は、計画図 2 に示す壁面の位置の制限を越えて建築してはならない。また、壁面の位置の制限を定めた区域内の土地には、広告物、看板その他歩行者の通行の妨げになるような工作物（壁面線の前面道路路面の中心からの高さが 2.5m 以上の部分に設けるものを除く。）を設置してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するものは、この限りでない。 - 壁面線の前面道路路面の中心からの高さが 2.5m 以上の部分に設ける落下物防止及びその他歩行者の安全性、快適性を確保するために設ける屋根、庇その他これに類するもの - 通行上支障がない煙突、給排気施設、消防設備の部分 - 横断防止柵等の歩行者の安全性を確保するためのもの - 通行上支障がない植栽柵等の緑化施設、街路灯、電線類地中化に伴う変圧器等 - 通行上支障がない施設案内板、サイン、デジタルサイネージ等 - 中目黒駅前北地区地区計画の広場 3 号におけるにぎわいの創出に資する撤去可能なテーブル・イス等 - その他公益上必要なもの (注 4) 育成用途 育成用途は商業施設、生活支援施設とする。
--	---

目黒区内のその他の既決定地区	面 積	位置
(上目黒二丁目地区)	約 1. 2 ha	目黒区上目黒二丁目、三丁目各地内
(上目黒一丁目地区)	約 1. 4 ha	目黒区上目黒一丁目地内
(大橋地区)	約 3. 8 ha	目黒区大橋一丁目地内
(自由が丘東地区)	約 0. 9 ha	目黒区自由が丘一丁目地内
小計	約 7. 3 ha	
合計	約 7. 9 ha	

「位置、区域及び壁面の位置の制限は、計画図表示のとおり」

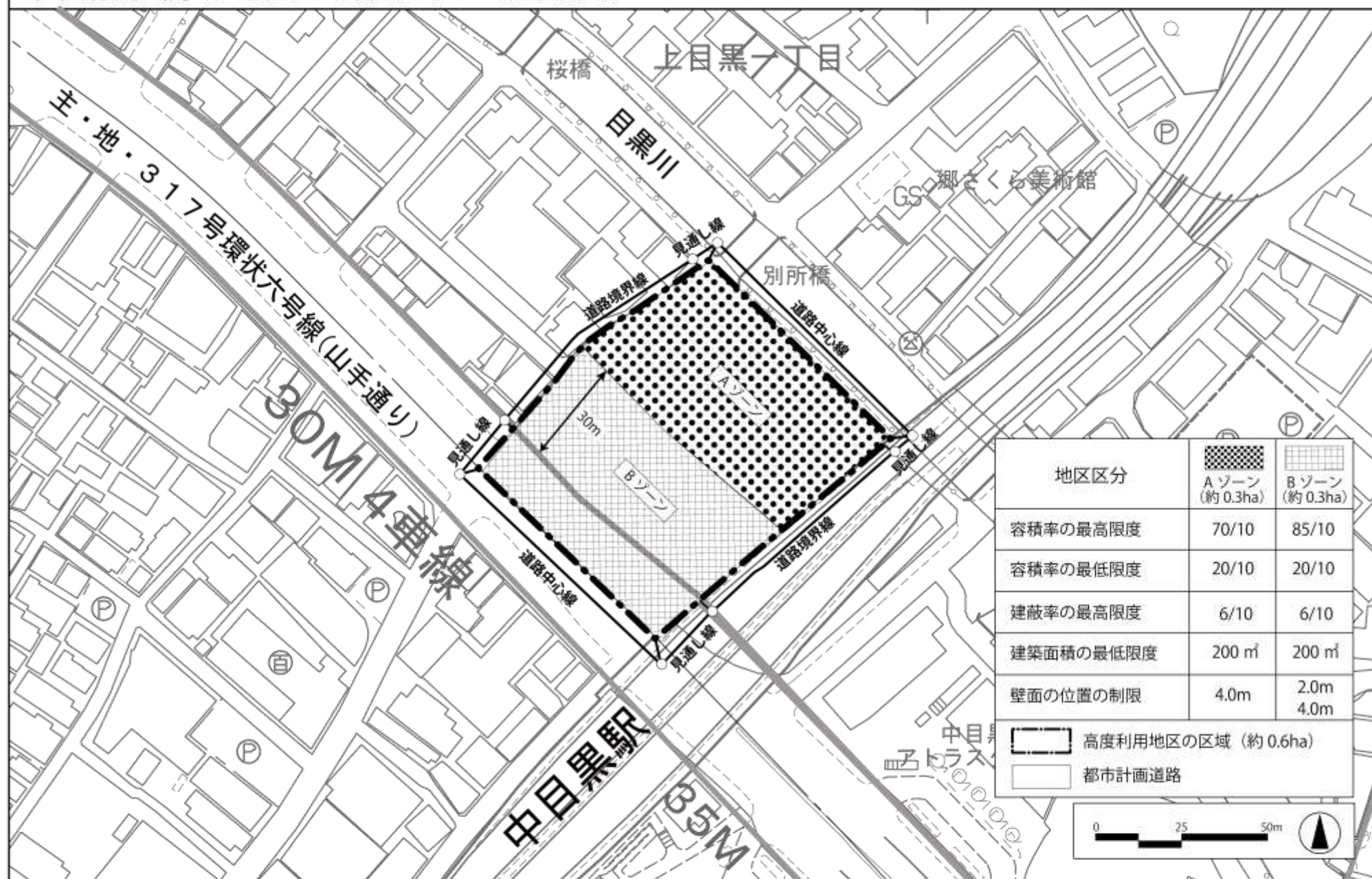
理由：中目黒駅前北地区第一種市街地再開発事業の都市計画決定に伴い、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るため、高度利用地区を変更する。

番号	変更箇所	変更前	変更後	面 積	備考
1	目黒区上目黒一丁目地内	指定なし	高度利用地区 (中目黒駅前北地区)	約0.6ha	

東京都市計画高度利用地区

中目黒駅前北地区 計画図1 (区域図)

〔目黒区決定〕

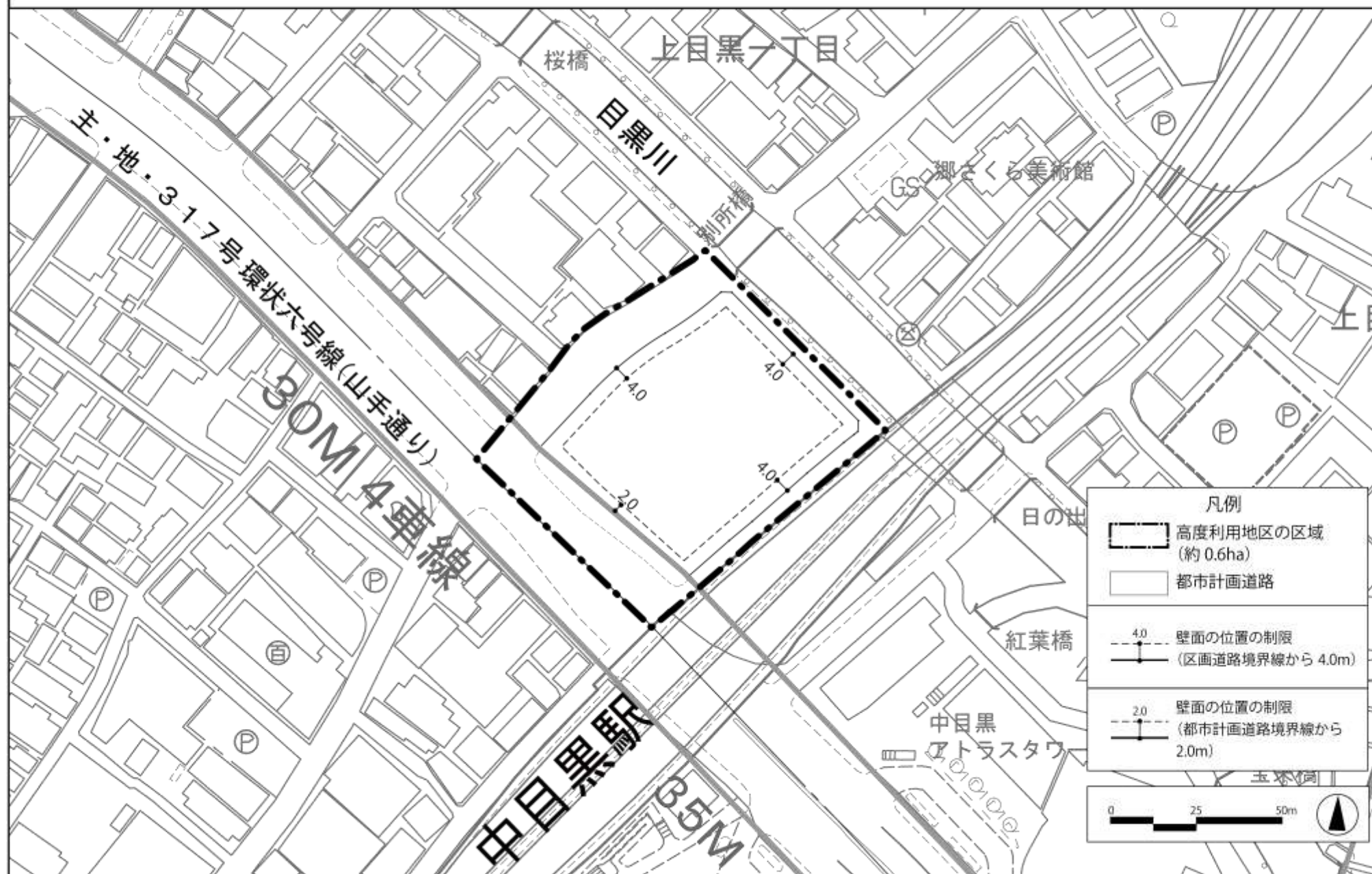


この地図は、東京都縮尺 1/2,500 地形図を使用 (承認番号: 7都市基交測第 141 号) して作成したものである。無断複製を禁ずる。この地図の著作権は、東京都及び株式会社ミッドマップ東京に帰属する。(承認番号) 7都市基街都第 129 号、令和7年7月1日。

東京都市計画高度利用地区

中目黒駅前北地区 計画図 2 (壁面の位置の制限)

〔目黒区決定〕



この地図は、東京都縮尺 1/2,500 地形図を使用 (承認番号: 7都市基交測第 141 号) して作成したものである。無断複製を禁ずる。この地図の著作権は、東京都及び株式会社ミッドマップ東京に帰属する。(承認番号) 7都市基街都第 129 号、令和7年7月1日。

総括図

東京都市計画高度利用地区〔目黒区決定〕
（中目黒駅南北地区）

凡 例	
地 域	一低 第一種低層住居専用地域
	一中 第一種中高層住居専用地域
	二中 第二種中高層住居専用地域
	一住 第一種住居地域
	二住 第二種住居地域
	近 近隣商業地域
	商 商業地域
	準工 準工業地域
	特工 特別工業地区
	特文 特別文教地区
地 区	特文 特別文教地区
	特文 特別文教地区
区 高 度 地 区	特文 特別文教地区
	特文 特別文教地区
高 さ の 限 度	特文 特別文教地区
	特文 特別文教地区
防 火 地 域	特文 特別文教地区
	特文 特別文教地区
生 産 緑 地 地 区	特文 特別文教地区
	特文 特別文教地区
都 市 施 設	特文 特別文教地区
	特文 特別文教地区
日 影 規 制	特文 特別文教地区
	特文 特別文教地区
新 た な 防 火 規 制	特文 特別文教地区
	特文 特別文教地区

